

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年8月13日

【四半期会計期間】 第56期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

【会社名】 株式会社 SANKYO
(登記社名 株式会社 三共)

【英訳名】 SANKYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 筒井 公久

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号

【電話番号】 03(5778)7777(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員管理本部長 大島 洋子

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号

【電話番号】 03(5778)7777(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員管理本部長 大島 洋子

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第55期 第1四半期 連結累計期間	第56期 第1四半期 連結累計期間	第55期
会計期間		自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高	(百万円)	11,351	17,960	78,416
経常利益又は経常損失()	(百万円)	155	4,181	13,476
親会社株主に帰属する四半期(当期) 純利益又は親会社株主に帰属する 四半期純損失()	(百万円)	93	3,259	13,045
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	2,363	4,027	11,114
純資産額	(百万円)	328,924	268,960	269,521
総資産額	(百万円)	376,897	316,000	325,232
1株当たり四半期(当期)純利益 又は1株当たり四半期純損失()	(円)	1.16	53.28	183.43
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	-	49.69	172.69
自己資本比率	(%)	86.9	84.6	82.4

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第55期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があること認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による当社グループへの影響については、引き続き今後の状況を注視してまいります。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

(経営成績)

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済活動が停滞し、経済指標などの悪化も続き、極めて厳しい状況となりました。緊急事態宣言の解除に伴い、経済活動の再開が徐々に進んでおりますが、先行きにつきましても厳しい状況が続くことが見込まれております。

当パチンコ・パチスロ業界では、パラーにおきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、集客等を目的とした広告宣伝の自粛や、全国的な休業も余儀なくされ、厳しい経営環境に直面いたしました。5月25日付で政府が緊急事態解除宣言を発出したことに伴い、当業界における営業自粛などの動きも一巡した状況にありますが、感染症への不安が完全には払拭されておらず、パラーの新機種購買意欲が本格的な回復に向かうにはしばらく時間を要すると考えられます。遊技機メーカーにおきましては、部品調達の遅延や、保通協における型式試験の受理件数の減少、適合率が依然として低水準で推移していることなどにより、新規機種の供給が一時停滞いたしました。

こうした中、2018年2月に施行された改正遊技機規則が2020年5月に改正・施行され、旧規則機の撤去期限が1年間延長されることとなりました。この改正・施行を受け、コロナ禍で一時休業や設備投資の先送りを余儀なくされたパラーでは、計画的な新規機種への入替対応を進めることとしており、遊技機メーカーはそうした需要に対し、適宜、供給することが求められております。また、2020年に入り、警察庁が「技術上の規格解釈基準」を変更したことに伴い、これまでにないゲーム性を有するパチンコ機が開発可能となり、徐々に投入が開始され、今後需要を喚起していくことが期待されております。

当社グループでは、当第1四半期連結累計期間におきまして、パチンコ機2タイトル(リコース機を除く)を発売いたしました。4月に発売した「フィーバー戦姫絶唱シンフォギア2」は、2017年8月に発売し、近年では異例のロングラン販売となった「フィーバー戦姫絶唱シンフォギア」の後継機であり、発売直後より前作同様、多くのファンからご好評をいただき、追加受注をいただいております。また、新解釈基準機の業界第1弾「フィーバー真花月2 夜桜バージョン」(2020年4月)は、規定回数まで大当たりしなかった場合に時短に突入する新システム「遊タイム」を搭載し、新しいゲーム性を体験できるパチンコ機となっております。

以上の結果、売上高179億円(前年同四半期比58.2%増)、営業利益37億円(前年同四半期は5億円の営業損失)、経常利益41億円(前年同四半期は1億円の経常損失)、親会社株主に帰属する四半期純利益32億円(前年同四半期は93百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失)となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

パチンコ機関連事業

パチンコ機関連事業につきましては、売上高169億円（前年同四半期比140.0%増）、営業利益54億円（前年同四半期は2億円の営業損失）、販売台数33千台（前年同四半期は18千台）となりました。

新規販売タイトルは、SANKYOブランドの「フィーバー戦姫絶唱シンフォギア2」（2020年4月）、
「フィーバー真花月2 夜桜バージョン」（2020年4月）の2タイトルであります。

パチスロ機関連事業

パチスロ機関連事業につきましては、新規販売タイトルがなく、売上高2億円（前年同四半期比92.0%減）、営業損失7億円（前年同四半期は7億円の営業利益）、販売台数は3百台（前年同四半期は6千台）となりました。

補給機器関連事業

補給機器関連事業につきましては、売上高7億円（前年同四半期比48.7%減）、営業損失22百万円（前年同四半期は88百万円の営業利益）となりました。

その他

その他につきましては、売上高56百万円（前年同四半期比72.3%減）、営業利益10百万円（前年同四半期は74百万円の営業損失）となりました。

（財政状態）

当第1四半期連結会計期間末の総資産は3,160億円であり、前連結会計年度末と比べ92億円減少しました。これは主に、現金及び預金が92億円増加となりましたが、受取手形及び売掛金が56億円、有償支給未収入金（流動資産「その他」に含む）が51億円、有価証券が50億円、商品及び製品が20億円それぞれ減少したことによるものであります。

負債は470億円であり、前連結会計年度末と比べ86億円減少しました。これは主に、電子記録債務が8億円増加となりましたが、支払手形及び買掛金が100億円減少したことによるものであります。

純資産は前連結会計年度末と比べ5億円減少しました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純利益を32億円計上、その他有価証券評価差額金が7億円増加した一方、配当金の支払い45億円によるものであります。この結果、純資産は2,689億円となり、自己資本比率は2.2ポイント増加し、84.6%となりました。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は28億円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	144,000,000
合計	144,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	69,597,500	69,597,500	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株
合計	69,597,500	69,597,500	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年4月1日～ 2020年6月30日	-	69,597,500	-	14,840	-	23,750

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2020年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 8,427,100	-	単元株式数は100株
完全議決権株式（その他）	普通株式 61,051,500	610,515	同上
単元未満株式	普通株式 118,900	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	69,597,500	-	単元株式数は100株
総株主の議決権	-	610,515	-

(注) 1 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,100株（議決権数31個）含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己保有株式5株及び証券保管振替機構名義の株式60株が含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社SANKYO	東京都渋谷区渋谷 三丁目29番14号	8,427,100	-	8,427,100	12.10
合計	-	8,427,100	-	8,427,100	12.10

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	122,847	132,114
受取手形及び売掛金	16,743	11,059
有価証券	119,999	114,999
商品及び製品	2,060	39
仕掛品	21	35
原材料及び貯蔵品	3,701	3,666
その他	10,669	5,438
貸倒引当金	1	1
流動資産合計	276,041	267,352
固定資産		
有形固定資産	27,244	27,031
無形固定資産		
その他	142	133
無形固定資産合計	142	133
投資その他の資産		
投資有価証券	13,035	13,334
その他	8,785	8,164
貸倒引当金	17	16
投資その他の資産合計	21,803	21,482
固定資産合計	49,190	48,648
資産合計	325,232	316,000
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	13,789	3,743
電子記録債務	7,637	8,495
1年内償還予定の新株予約権付社債	20,006	20,001
未払法人税等	1,043	260
賞与引当金	765	1,243
株主優待引当金	101	101
その他	3,880	4,687
流動負債合計	47,224	38,534
固定負債		
退職給付に係る負債	4,962	5,005
資産除去債務	75	75
その他	3,448	3,424
固定負債合計	8,486	8,505
負債合計	55,711	47,039

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,840	14,840
資本剰余金	23,750	23,750
利益剰余金	257,575	256,239
自己株式	31,822	31,778
株主資本合計	264,343	263,051
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,549	4,321
退職給付に係る調整累計額	53	49
その他の包括利益累計額合計	3,603	4,371
新株予約権	1,574	1,538
純資産合計	269,521	268,960
負債純資産合計	325,232	316,000

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)
売上高	11,351	17,960
売上原価	5,279	8,809
売上総利益	6,071	9,151
販売費及び一般管理費	6,667	5,399
営業利益又は営業損失()	596	3,752
営業外収益		
受取利息	49	35
受取配当金	352	328
その他	39	68
営業外収益合計	441	432
営業外費用		
投資事業組合運用損	-	2
その他	0	0
営業外費用合計	0	3
経常利益又は経常損失()	155	4,181
特別利益		
投資有価証券売却益	-	145
特別利益合計	-	145
特別損失		
固定資産廃棄損	-	4
関係会社株式売却損	-	16
特別損失合計	-	20
税金等調整前四半期純利益又は 税金等調整前四半期純損失()	155	4,306
法人税、住民税及び事業税	13	547
法人税等調整額	75	500
法人税等合計	61	1,047
四半期純利益又は四半期純損失()	93	3,259
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失()	93	3,259

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失()	93	3,259
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,267	771
退職給付に係る調整額	2	3
その他の包括利益合計	2,270	767
四半期包括利益	2,363	4,027
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,363	4,027
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(追加情報)

当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
前連結会計年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載した新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
減価償却費	664百万円	465百万円
のれんの償却額	21百万円	-

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	6,088	75.00	2019年3月31日	2019年6月28日	利益剰余金

- 2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	4,587	75.00	2020年3月31日	2020年6月29日	利益剰余金

- 2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	パチンコ機 関連事業	パチスロ機 関連事業	補給機器 関連事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	7,064	2,635	1,448	11,147	203	11,351	-	11,351
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-
計	7,064	2,635	1,448	11,147	203	11,351	-	11,351
セグメント利益 又は損失()	238	718	88	568	74	493	1,089	596

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、モバイルコンテンツサービス、不動産賃貸、ゴルフ場運営、一般成形部品販売等の事業であります。
- 2 セグメント利益又は損失()の調整額は、各報告セグメントに帰属しない提出会社の管理部門に係る一般管理費であります。
- 3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失()と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	パチンコ機 関連事業	パチスロ機 関連事業	補給機器 関連事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	16,952	210	742	17,904	56	17,960	-	17,960
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-
計	16,952	210	742	17,904	56	17,960	-	17,960
セグメント利益 又は損失()	5,408	722	22	4,663	10	4,674	922	3,752

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、モバイルコンテンツサービス、不動産賃貸、一般成形部品販売等の事業であります。
- 2 セグメント利益又は損失()の調整額は、各報告セグメントに帰属しない提出会社の管理部門に係る一般管理費であります。
- 3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 6 月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失 ()	1円16銭	53円28銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失 () (百万円)	93	3,259
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益又は親会社株主に帰属する 四半期純損失 () (百万円)	93	3,259
普通株式の期中平均株式数 (株)	81,175,399	61,174,648
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	-	49円69銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	-	3
(うち受取利息(税額相当額控除後) (百万円))	-	(3)
普通株式増加数 (株)	-	4,355,616
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 前第 1 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月13日

株式会社SANKYO
(登記社名 株式会社三共)
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 一 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池内 基 明

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社SANKYOの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社SANKYO及び連結子会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。